

【玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																				
（報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受の納税申告の方法） 4 報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受に係る法第 7 条第 1 項（（申告））の規定による申告については、次により行わせるものとする。 ～ （省略） 航空貨物通関情報処理システム若しくは輸出入・港湾関連情報処理システム又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」若しくは「海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。 （報復関税の端数計算） 5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。 （別表中の品目：関税率表第8482.10号（「玉軸受」の例） （例） ～ （省略） <table><tr><td>地方消費税</td><td></td><td>（税率）</td></tr><tr><td>98,800円</td><td></td><td>25%</td></tr><tr><td><u>98,800円</u> × 0.25 =</td><td><u>24,700円</u></td><td>（端数処理前）</td></tr><tr><td></td><td>↓</td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>24,700円</u></td><td>（端数処理後）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（納付税額）</td></tr></table>	地方消費税		（税率）	98,800円		25%	<u>98,800円</u> × 0.25 =	<u>24,700円</u>	（端数処理前）		↓			<u>24,700円</u>	（端数処理後）			（納付税額）	（報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受の納税申告の方法） 4 報復関税が課される玉軸受及び円すいころ軸受に係る法第 7 条第 1 項（（申告））の規定による申告については、次により行わせるものとする。 ～ （同左） 航空貨物通関情報処理システム若しくは海上貨物通関情報処理システム又は税関手続申請システムを利用して輸入申告をする場合には、上記 から までの規定にかかわらず、「航空運送貨物電算関係税関関連業務事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」若しくは「海上運送貨物電算関係税関関連業務事務取扱要領（税関事務編・税関手続編）」又は「税関手続申請システム（CuPES）事務処理要領（税関事務編・税関手続編）」により取り扱うこととする。 （報復関税の端数計算） 5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。 （別表中の品目：関税率表第8482.10号（「玉軸受」の例） （例） ～ （同左） <table><tr><td>地方消費税</td><td></td><td>（税率）</td></tr><tr><td>98,800円</td><td></td><td>25%</td></tr><tr><td><u>98,000円</u> × 0.25 =</td><td><u>24,500円</u></td><td>（端数処理前）</td></tr><tr><td></td><td>↓</td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>24,500円</u></td><td>（端数処理後）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>（納付税額）</td></tr></table>	地方消費税		（税率）	98,800円		25%	<u>98,000円</u> × 0.25 =	<u>24,500円</u>	（端数処理前）		↓			<u>24,500円</u>	（端数処理後）			（納付税額）
地方消費税		（税率）																																			
98,800円		25%																																			
<u>98,800円</u> × 0.25 =	<u>24,700円</u>	（端数処理前）																																			
	↓																																				
	<u>24,700円</u>	（端数処理後）																																			
		（納付税額）																																			
地方消費税		（税率）																																			
98,800円		25%																																			
<u>98,000円</u> × 0.25 =	<u>24,500円</u>	（端数処理前）																																			
	↓																																				
	<u>24,500円</u>	（端数処理後）																																			
		（納付税額）																																			